

富田林市スポーツ推進計画の策定にあたって

第1章 富田林市スポーツ推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

- スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条において、「都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」とされています。
- 富田林市においては、これまでも独自の様々な体育振興、スポーツ推進を行ってきましたが、市民のスポーツに関する意識やスポーツ施設の利用状況等から、スポーツを取り巻く現状を把握するとともに、課題や問題点を分析し、国の「第3期スポーツ基本計画」及び大阪府の「第3次大阪府スポーツ基本計画」を参酌した、本市の実情に即したスポーツに関する施策についての基本的な方針や、効果的・効率的に推進するための具体的な方策を示すために「富田林市スポーツ推進計画」の策定を行うものです。

2 計画策定に係る基本的考え方

(1) 国及び府の基本計画を参酌するとともに、富田林市の上位計画及び関連計画と整合する計画を策定する

- 国の「第3期スポーツ基本計画」及び大阪府の「第3次大阪府スポーツ基本計画」の考え方を参酌し、各計画が掲げる視点を盛り込む
- 富田林市の最上位計画である「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」との整合を図る
- 教育や健康づくりをはじめ、関連する部門別計画との整合・連携を図る

(2) 富田林市の地域特性を生かし、市民のニーズに応える計画を目指す

- 富田林市の基礎データを整理・分析し、地域特性・地域課題を明確にする
- 市民アンケート調査を分析し、市民のニーズを明確にする
- 主要関係団体アンケート等調査により、スポーツ関係団体の課題を把握する
- 各種調査の結果から、基本的な方針や、効果的・効率的に推進するための具体的な方策を示す

(3) 計画の連続性と進捗状況の評価・検証に基づく計画を目指す

- 効果的な数値目標を設定し、計画策定後の計画の達成状況及び進捗状況を評価・検証し、計画推進上の課題を明確にする

3 計画の期間

「富田林市スポーツ推進計画」の期間は令和8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢等の変化に対応するため、中間年の令和 12(2030)年度に見直しを行うものとします。

計画の期間

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
富田林市					富田林市スポーツ推進計画 (令和8年度～令和 17 年度)									
									中間 評価					最終 評価
国	第3期スポーツ基本計画 (令和4年度～令和8年度)													
大阪府	第3次大阪府スポーツ推進計画 (令和4年度～令和8年度)													

4 SDGs(持続可能な開発目標)との関係

SDGs(持続可能な開発目標)とは、先進国と開発途上国が共に取り組む国際社会全体の普遍的な目標として平成 27(2015)年に国連サミットで採択され、令和 12(2030)年に達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられています。

富田林市は令和2(2020)年に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの考え方を活用した「誰一人取り残されない」まちづくりを進めています。



「富田林市スポーツ推進計画」においても、SDGsの目標を踏まえてスポーツ施策を推進していきます。

5 策定スケジュール(案)

年月日	内容
令和6年12月19日	■第1回富田林市スポーツ推進計画策定委員会 (1)スポーツ推進計画の策定について (2)アンケート調査について
令和6年12月21日	市長・教育長懇談会の開催
令和7年1月10日～ 令和7年2月28日	アンケート調査の実施
令和7年6月頃	■第2回富田林市スポーツ推進計画策定委員会 (1)アンケート調査結果について (2)富田林市スポーツ推進計画(骨子案)について
令和7年7月頃	■第3回富田林市スポーツ推進計画策定委員会 (1)富田林市スポーツ推進計画(素案)について
令和7年8月頃	関係団体ヒアリング
令和7年11月頃	■第4回富田林市スポーツ推進計画策定委員会 (1)関係団体ヒアリング結果について (2)富田林市スポーツ推進計画(案)について
令和7年12月頃	パブリックコメントの実施
令和8年2月頃	■第5回富田林市スポーツ推進計画策定委員会 (1)パブリックコメントの結果について (2)富田林市スポーツ推進計画(最終案)について

※ 審議内容は案

第2章 富田林市のスポーツを取り巻く現状

1 国の動向

(1)スポーツ基本法

平成23(2011)年に公布、施行されたスポーツ基本法(平成23年法律第78号)は、昭和36(1961)年に制定されたスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務とスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものです。

スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定し、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとし、健康の保持増進や安全の確保等を規定し、プロスポーツや障がい者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策が規定されています。

【基本理念】

- 1 スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする
- 2 青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携
- 3 地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成
- 4 スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保
- 5 障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進
- 6 我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。)が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進
- 7 スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与
- 8 スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進

(2)第3期スポーツ基本計画

「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、スポーツ基本法の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現をめざす上での重要な指針となるもので、平成 24(2012)年に「第1期スポーツ基本計画」が策定され、平成 29(2017)年には「第2期スポーツ基本計画」が、令和4(2022)年には「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

「第3期スポーツ基本計画」では、スポーツは、「する」、「みる」、「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つもの(「Well-being」の考え方にもつながる)とし、スポーツを通じて、他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという社会活性化等に寄与するものとしています。

また、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すには、以下の3つの新たな視点が必要であるとし、総合的かつ計画的に取り組む施策として以下の 12 項目を挙げています。

「第3期スポーツ基本計画」における3つの新たな視点

新たな視点 1	新たな視点 2	新たな視点 3
<p>スポーツを 「つくる/はぐくむ」</p> <p>社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出 ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成 ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出など DX を推進 	<p>スポーツで 「あつまり、ともに、つながる」</p> <p>様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現 ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化 ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信 	<p>スポーツに 「誰もがアクセスできる」</p> <p>性別や年齢、障がい、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供 ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化 ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

資料：文部科学省「第3期スポーツ基本計画の概要(簡易版)」

「第3期スポーツ基本計画」の施策

1 多様な主体におけるスポーツの機会創出	7 スポーツによる地方創生、まちづくり
2 スポーツ界における DX の推進	8 スポーツを通じた共生社会の実現
3 国際競技力の向上	9 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
4 スポーツの国際交流・協力	10 スポーツの推進に不可欠な「ハード」、「ソフト」、「人材」
5 スポーツによる健康増進	11 スポーツを実施する者の安全・安心の確保
6 スポーツの成長産業化	12 スポーツ・インテグリティの確保

2 大阪府の動向

(1)第3次大阪府スポーツ推進計画

大阪府は、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画として、平成 24(2012)年に「大阪府スポーツ推進計画」を策定し、平成 29(2017)年には「第2次大阪府スポーツ推進計画」、令和4(2022)年には「第3次大阪府スポーツ推進計画」を策定しました。

「第3次大阪府スポーツ推進計画」では、「スポーツ楽創都市・大阪 ～スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ～」を目指すべきスポーツ像として掲げ、「誰もが「する」、「みる」、「ささえる」を通じスポーツを楽しむ」、「スポーツの楽しさを共有し、楽しさがあふれる大阪のまちへ」、「スポーツの楽しさを通じ、人とまちが活性化し、ともに成長する」を基本理念として、「誰もが地域で楽しむスポーツ・健康づくり」、「成長するスポーツで楽しいまちづくり」を具体的な施策の方向性の柱として取組を進めていくとしています。

「第3次大阪府スポーツ推進計画」における2つの具体的な施策の方向性

具体的な施策の方向性 1	具体的な施策の方向性 2
誰もが地域で楽しむスポーツ・健康づくり	成長するスポーツで楽しいまちづくり
1 ライフステージに応じた機会の提供	1 様々な形のスポーツツーリズムの推進
2 障がい者スポーツの推進	2 スポーツコミッションによる活力あるまちづくりの推進
3 スポーツの習慣化と健康づくり	3 産業連携・技術活用による成長するスポーツづくり
4 地域でスポーツを楽しむ環境づくり	4 人とまちを活性化するスポーツイベントの展開
5 スポーツコミッションによる生涯スポーツの推進	

第3章 計画におけるスポーツの捉え方

1 国の捉え方

(1)スポーツ基本法

- スポーツは、世界共通の人類の文化である。
- スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神のかん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの。

(2)第3期スポーツ基本計画

- 「スポーツ」は「する」、「みる」、「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つものとして捉える。

2 大阪府の捉え方

(1)第3次大阪府スポーツ推進計画

- 「第3次大阪府スポーツ推進計画」では、スポーツの概念として、
 - ・スポーツを、「する」、「みる」、「ささえる」といった様々な形を通じて参加でき、「楽しさ」につながる身体活動と捉える。
 - ・東京 2020 大会を契機にアーバンスポーツのような新しいスポーツが注目される中、スポーツも時代とともに変化が求められていることを踏まえ、身体活動を前提としつつ、本計画において、重要視するスポーツのもつ「楽しさ」をキーワードに、スポーツの概念を柔軟かつ幅広く捉えたものである。
 - ・同様の考え方から、生涯スポーツについて、誰もがそれぞれのライフステージにおいて、一生涯にわたり、健康で幸せな生活を送ることができるよう、楽しむスポーツを指す概念と整理し、その中には、学校体育や競技スポーツも含まれるものとして捉える。

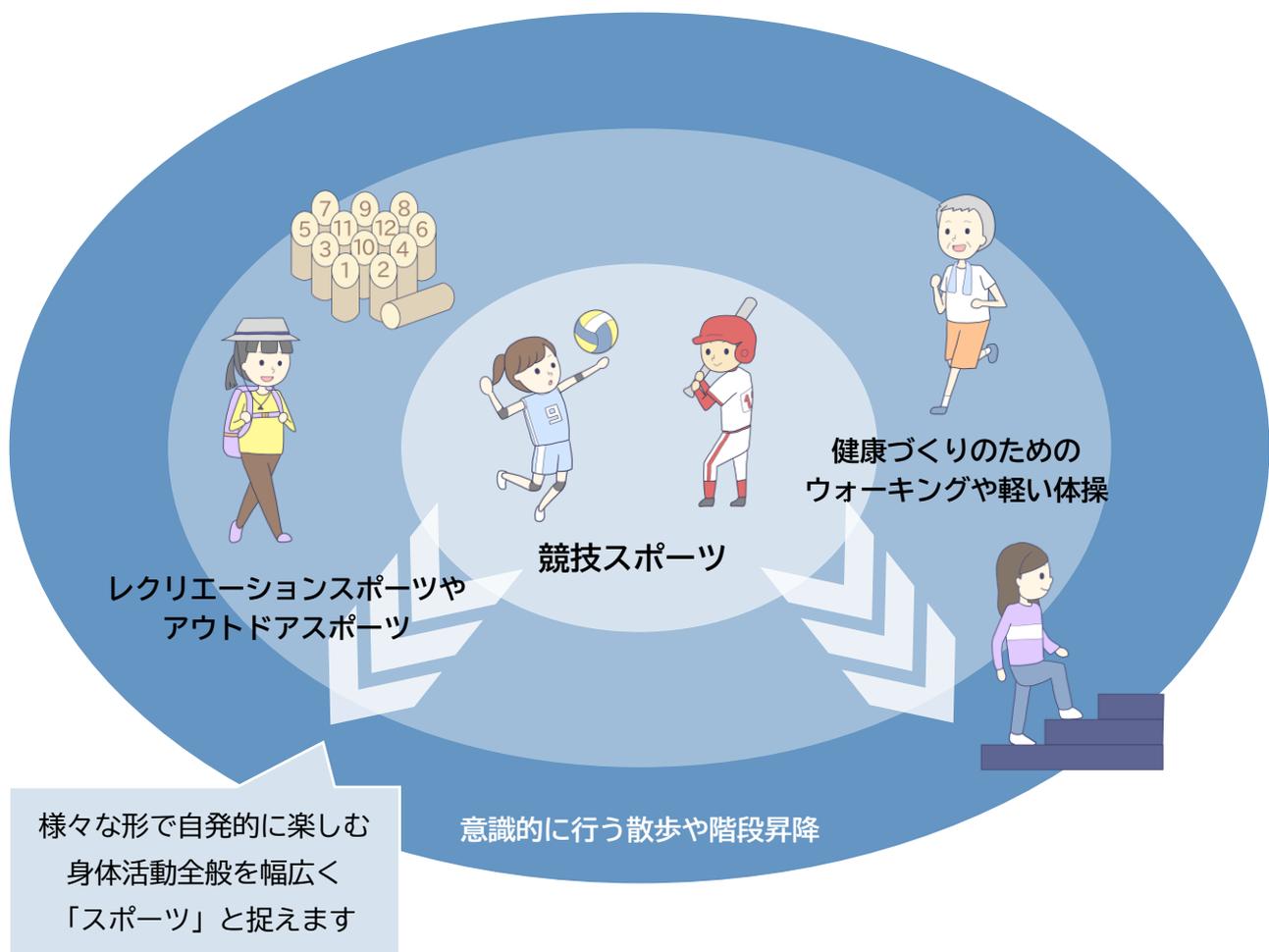
としています。

3 「富田林市スポーツ推進計画」における「スポーツ」の捉え方

(1)スポーツの捉え方

「富田林市スポーツ推進計画」が対象とする「スポーツ」とは、スポーツ基本法や国の「第3期スポーツ基本計画」、大阪府の「第3次大阪府スポーツ推進計画」を踏まえ、競技スポーツとして実施されるものだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや軽い体操、キャンプ・サイクリング・ハイキングなどのレクリエーションスポーツやアウトドアスポーツ、介護予防のためのトレーニング、徒歩での移動やエレベーターなどを使用せず階段を積極的に利用するなどの意識的に行う運動など、様々な形で自発的に楽しむ身体活動全般を幅広く「スポーツ」と捉えます。

「富田林市スポーツ推進計画」におけるスポーツの捉え方



「スポーツ」という言葉の語源は、ラテン語の「deportare」（デポルターレ）という単語に由来するとされており、この「deportare」という言葉は、「運び去る、運搬する」の意味で、転じて、精神的な次元の移動・転換、やがて「義務からの気分転換、元気の回復」、仕事や家事といった「日々の生活から離れる」気晴らしや遊び、楽しみ、休養といった要素を指します。